

## しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会 設置要領

### (設置)

第1条 福島県県南地方にある地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市と交流や「子ども農山漁村交流プロジェクト」をはじめとした子供たちの農林業・農村体験学習機会の充実を目的に、関係する機関・団体・個人が共に連携し、豊かで魅力ある体験メニューの開発・提供、お客様や学校、旅行者への積極的な情報発信と受入時の調整等を円滑に行うため、「しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体験メニューの整理・パンフレット等作成
- (2) 体験メニュー等の情報提供・PR
- (3) 受入窓口の設置
- (4) 受入モデル事業の実施
- (5) 各実践者等における新たな体験メニュー等開発支援
- (6) 構成員・関係団体等と連絡調整
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第3条 協議会は、各受入実践者・団体、宿泊施設、体験施設、農業協同組合、森林組合、観光団体、商工・街づくり団体、市町村、県等をもって組織する。

- 2 協議会の目的に賛同し、これを援助する個人、団体を会員とすることができる。

### (役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、会議を招集し主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県県南農林事務所企画部内に置く。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成22年5月19日から施行する。